

令和4年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：令和5年2月3日（金）

午前10時から11時50分まで

場所：宮城県行政庁舎9階第一会議室

1 開会

2 挨拶（佐藤環境生活部長）

3 議事

※令和4年9月の委員改選後最初の会議だったことから、議事の前に佐藤環境生活部長を仮議長とし、会長と副会長の選出を行った。佐々木委員から「事務局案」との声上がり、事務局からは会長に西川委員を、副会長に星委員と加藤委員を提案したところ、事務局案のとおり会長及び副会長2名が選出された。

会議の成立

15名の在籍委員のうち、13名の委員が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

出席

西川委員（会長）、星委員（副会長）、加藤委員（副会長）、氏家委員、櫻井委員、湯川委員、吉田委員、小野委員、立花委員、庄子委員、佐々木委員、佐藤委員、二階堂委員

欠席

鈴木委員、及川委員

(1) 議題

令和5年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について

【 西川会長 】

早速ですが、議事に入りたいと思います。

当会議は、消費者及び事業者・生産者代表、学識経験者から構成されている会議でございます。

それぞれのお立場から貴重なご意見を広く頂戴する場になっておりますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。円滑な議事進行にもご協力をお願いいたします。

それでは、議題の「令和5年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

それでは、資料1「令和5年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）の概要」をご覧ください。

宮城県では、食品衛生法に基づき、年度ごとに食品衛生監視指導計画を策定し、施設への監視指導や食品の検査を通じた食の安全安心の確保に取り組んでおります。

本計画では、大きく第1から第7の7項目で構成し、具体的な取組内容については、「第3重点取組」以降に記載しております。

令和5年度の重点取組としましては、「食品営業施設監視指導」、「食中毒の防止」、「食品検

査」，「HACCPに沿った衛生管理の推進」の4項目を掲げることとし，「第4 監視指導」及び「第5 食品等事業者に対する自主的な衛生管理に対する指導等」として，食品営業者等に対する具体的な監視指導内容を記載しております。

その他，「第6 県民との意見交換及び情報提供」，「第7 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上」を記載しております。

資料1の裏面をご覧ください。昨年からの主な変更内容を一覧としたものです。3点挙げております。1点目は令和4年度から制度の変更があった食鳥検査の指定検査機関指定後の運用内容について，2点目はアニサキスに起因する食中毒が増加していることに対し項目を追加したこと，3点目は食中毒予防月間の時期の表現を改めたことと県民への啓発内容を実際に合わせて網羅したことです。

この他，全体的に文言等を整理しております。全体を通して内容的に，令和4年度計画からの大きな変更点はございません。

詳しい説明は，資料2の計画本文により変更した点を中心に，主な内容をご説明させていただきます。

資料2の1ページをお開き願います。「第1 計画策定の趣旨」でございます。本計画は，関係法令や，「みやぎ食の安全安心推進条例」，「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」に基づき，食品衛生に関する施策を具体的に推進するための実施計画として策定しているものでございます。

「本計画の対象地域」は「仙台市」を除いた宮城県全域であり，計画期間は令和5年4月1日から翌年の3月31日までの1年間としております。

2ページをお開きください。実施体制については，昨年度からの大きな変更はございません。

「営業施設等に対する監視指導」においては，法改正以降，HACCP導入推進に取り組んでいるところですが，3ページに記載されている図1の記載内容と整合を図り，本文中にも明記することといたしました。

また，「2 試験検査」のうち，「(2)と畜検査等」について，令和4年度から開始している指定検査機関における食鳥検査に係る役割分担を整理し，大規模食鳥処理場と認定小規模食鳥処理場に係る検査の内容を具体的に記載いたしました。

3ページの図1をご覧ください。これまでご説明した内容に加え，連携体制をまとめたものでございます。宮城県内の各関係機関のほか，国や関係する自治体と緊密な連携体制を確保し，食に起因する被害の拡大防止などについて迅速な対策を講じてまいります。

4ページをお開きください。続きまして，「第3 重点取組」です。ここでは，食中毒の予防対策や国の施策の動向なども踏まえて，令和5年度に取り組むべき4事業を「重点取組」として整理しているものとなります。

まず1点目は，「食品営業施設監視指導」です。大規模または広域的な健康被害の発生を防止するため，大型飲食店や広域流通食品を製造加工する施設等を，ページ下の「表1」に記載のとおり，重点監視施設として設定し，食品製造・加工業者等に対し，特にアレルギーを含む製品についての原材料の確認を行うほか，適正な表示の遵守・徹底について周知するなど，必要な指導を実施してまいります。

5ページをご覧ください。2点目は，食中毒の防止です。「(1) 営業施設等に対する指導」として，昨年度から取り組んでいた「加熱不十分な食肉等の提供による食中毒の発生の防止」，「調理従事者を介した食中毒の防止」の他，「寄生虫を原因とする食中毒の防止」の3点目を

追加いたしました。これは、近年本県も含め、全国的にアニサキスによる食中毒の発生が増加していることに対応し、今回新たに加えることとしたものです。

「(3) 県民への啓発」として、食中毒予防月間の時期を設定しております。昨年度の本会議において、月の途中である15日から開始することに対するご意見をいただきました。食中毒発生状況等を踏まえ、同時期の設定といたしますが、年によって変動する可能性もあることから、柔軟に対応できるよう6月中旬からという表現とさせていただきました。

3点目、「食品検査」といたしましては、「(1) 食品の放射性物質の検査と情報提供」及び「(2) 輸入食品の検査」について、重点取組として実施してまいります。

6ページをご覧ください。4点目は、「HACCPに沿った衛生管理の推進」です。HACCP制度化に係る指導については、原則全ての食品等事業者が、HACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなったことを踏まえ、HACCPの実践が浸透するよう、「宮城HACCP導入実践支援制度」の運用等を通じて、必要な指導及び助言を行ってまいります。

7ページをご覧ください。「第4 監視指導」です。生産者に対しましては、農林水産物の生産者等に対する指導を、関係法令に基づいて農政部及び水産林政部において実施いたします。

食品等事業者に対しましては、主に保健所において実施いたします。「3 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設への対応」に記載している内容も含め、円滑な制度移行となるよう、現行制度に則った適正な衛生管理の実施を指導してまいります。

8ページをご覧ください。「5 と畜場・食鳥処理場における検査及び指導」としては、と畜検査、食鳥検査、認定小規模食鳥処理場に対する監視、指導のほか、食肉に係る動物用医薬品等の検査、放射性物質検査についても、計画に基づき、主に食肉衛生検査所において実施してまいります。

具体的な取組内容につきましては、次に続く表に基づきご説明させていただきます。表2をご覧ください。こちらには食品群ごとの流通段階を踏まえた主な監視指導項目を示しております。先にご説明いたしましたとおり、左から2列目にあります生産段階における監視指導項目については、農政部、水産林政部が担っており、所管課を合わせて記載しております。表の右2列にあります製造・加工段階、貯蔵・運搬・調理・販売段階の監視指導にあつては、主に保健所が担っており、食と暮らしの安全推進課が取りまとめております。監視指導項目について、例年からの大きな変更点はございませんが、特に製造以降の段階にあつては、HACCP導入に従い、衛生管理計画の作成、これに基づく衛生管理状況等を監視項目としております。

11ページ、「表3」をご覧ください。先にご説明した重点監視施設のほか、各施設に対し、保健所が目標監視回数を設定し、必要な監視を行ってまいります。

12ページ「表4 令和5年度年間検査計画」をご覧ください。こちらは不良食品や苦情の発生などを考慮し、「規格基準等項目検査」として計画したものでございます。県内の事業者の業態等により、検体数、項目数に変化はあるものの、全体的な検体数としては、おおむね昨年度と同数の1594件を計画しております。

13ページをご覧ください。こちらは、他自治体における違反事例や検疫における輸入食品検査の状況を踏まえて、「特殊項目検査」として計画したものです。こちらにつきましても、青果の種類等を一部見直しておりますが、全体的な検体数としては、昨年度と同数の1585件を計画しております。

14ページをご覧ください。食中毒等が発生した場合、原因究明のため調査を実施し、関係部局と連携して、必要な措置を講じることとしております。また、監視指導及び収去検査等に

より違反を発見した場合には、販売または営業上使用されないよう必要な指導及び措置を講じることとしております。いずれの場合においても食品衛生上の危害拡大防止の観点から、処分等を含め適切に対応してまいります。

15ページをご覧ください。続きまして「第5 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導等」についてでございます。重点取組としても掲げているHACCPに沿った衛生管理の実践に係る指導を実施していくに当たっては、保健所による指導のほか、「4 食品衛生推進員による自主活動の推進」、「5 食品衛生関係団体に対する指導、支援」等を活用し、地域の情報収集や食品衛生指導員による地域に密着した自主衛生管理活動の実施を支援いたします。

16ページをご覧ください。続きまして、「第6 県民との意見交換及び情報提供」です。「1 計画策定に当たっての公表及び意見徴収」については、本会議でご審議いただくとともに、パブリックコメントの実施を予定しております。「2 計画の実施状況の公表」については、計画に基づき実施した監視指導の実績について、四半期ごとにホームページ等で公表いたします。「3 意見情報交換」については、「食の安全安心消費者モニター」との意見交換等の機会を活用し、消費者・生産者・事業者及び行政等の相互理解を深めてまいります。「4 消費者への食品等による健康被害発生防止のための情報提供」については、食中毒予防月間における保健所でのキャンペーン等を通じて、食中毒防止策などについて普及啓発に努めてまいります。また、食品等の安全、自主回収、健康被害の発生を防止するために必要な情報、放射性物質検査に関する情報等については、迅速な公表に努めてまいります。

17ページをご覧ください。「第7 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上」ですが、職員については、各種研修への職員の派遣及び内部研修等を実施し、指導技術の習得、資質の向上に努めてまいります。食品等事業者については、食品衛生責任者に対する講習会を定期的で開催するなど、必要な支援を行ってまいります。ふぐ処理者については、試験による免許制度を令和3年度に導入したことから、ふぐ処理者試験の実施等により、資質向上を図り、ふぐによる危害発生の防止を図ってまいります。また、子ども食堂等福祉目的の食事提供事業従事者に対して、実態を把握するとともに、必要に応じて食品衛生上の指導及び助言を行い、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止を図ってまいります。

19ページからは、「主な用語の解説」となっておりますので、参考願います。

次に「資料3」、計画策定作業のスケジュールをご覧ください。

本日、みやぎ食の安全安心推進会議を開催させていただいたところでございます。パブリックコメントにつきましては、2月上旬から1ヶ月間を予定しております。本日いただいたご意見及びパブリックコメントでいただいた意見等を踏まえ、3月下旬に計画を策定し、公表するとともに国に報告いたします。

なお、資料4として、令和3年度の監視指導実績を参考としてお配りしておりますのでご利用ください。

以上、「令和5年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）」についての説明とさせていただきます。よろしくご意見賜りますようお願い申し上げます。

【 西川会長 】

ありがとうございました。ただいま事務局から、令和5年度食品衛生監視指導計画（案）について説明をいただきました。資料1から4について説明いただいたのですが、皆様からご意見をいただければと思います。

加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

資料2から、4つほど質問をさせていただきます。

まず最初に2ページのところですが、制度改正により新たに下線部分で、「2 試験検査」の「(2)と畜検査等」の下線部分、認定小規模食鳥処理場で検査を行う人がいると思うのですが、大規模食鳥処理場では獣医師資格をお持ちの方がやられると思うのですが、この小規模食鳥処理場では、こういった方が検査をしているのでしょうか。

次は7ページです。第4の2に当たるところですが、今年、アレルギー食品として新たにくるみが加わったり、最近アレルギー体質のお子さんが多いと思われます。乳幼児施設や学校給食等施設でアレルギー対応食品を提供しているところがあるのですが、そういうところに助言や指導を行っているのか、どの部分を見れば分かるのかが2つ目になります。

3つ目が、政府でもコロナを5類に引き下げる議論をしております。最近、外国人観光客が宮城県にもたくさん来ておられるので、その外国人に対応したアレルギー食品対策に関する助言とか指導について、県としてお考えがあるのか、やっているとしたらどの辺りに記載されているのでしょうか。

あと、最後が14ページのところで、6の(3)の「健康食品における対応」に関連すると思ひ質問しますが、重点監視施設の中に健康食品でも、医薬品と飲み合わせが良くない指定成分等含有食品は、医薬品をお飲みになっている方は気をつけないといけないのですが、監視指導をしておられると思うのですが、指定成分含有食品に関する監視指導を行っているのは、どこを見れば分かるのでしょうか。また、飲み合わせに関する指導はしているのでしょうか。以上です。

【 西川会長 】

4点ありました。よろしいですか。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

それではまず1点目の認定小規模食鳥処理場です。そちらにつきましては、大規模と認定小規模のまず分類をどう分けているかというところですが、年間の処理羽数が30万羽を超えるか否かで決まっております。30万羽を超える場合は大規模それ以下の場合は認定小規模としております。先ほど委員からご説明がありましたように、大規模は獣医師が検査をしています。認定小規模の場合は、獣医師ではなく、食鳥処理衛生管理者という者を処理場ごとに置いていただき、資格を持った者、もしくは国が開催した講習会を受講して認定されたものが検査を行うことになっております。

2点目のアレルギー関係です。今回くるみが追加されるという話で、アレルギーの対応について、どこに記載されているかですが、アレルギーについては特段拾い出して書いている部分はありません。現在行っていることは、一つは給食施設に対して、毎年1回、保健所の食品衛生監視員と栄養士と一緒に立ち入りをしまして、アレルギー対応も含めて実施状況について確認をさせていただいているところがございます。その他、一般の食料品店、飲食店営業等につきましては、アレルギー物質について表示等の確認をさせていただいてますが、それ以上の内容については、やってはおりません。アレルギー物質が、間違っって混入しないような方法でき

ちゃんと製造されているかというところを確認させていただいてるところでございます。

3点目の外国人に対するアレルギー表示については、大変申し訳ないのですが現在のところ対応しておりません。今後外国人に対する食品アレルギーというの、危害として十分想定はされますので、検討していきたいと考えております。

最後に4点目の健康食品についてでございます。健康食品につきましては、まず保健所の役割として、健康被害情報が保健所に相談された場合の窓口ということになっております。寄せられた場合は、国に報告するということが法律で義務づけられております。また、プエラリア・ミリフィカなどの4つの指定成分を含む健康食品を製造する場合については、新たに基準が設けられまして、GMPという制度に基づいて製造する必要があります。これは医薬品を作るのと同じような方法で、きちんと管理することになっておりまして、県内には1か所ございます。その1か所については、定期的な監視をしているところでございます。また飲み薬との飲み合わせ等につきましては、保健所で対応することは難しいので、かかりつけ医ですとか、薬局の薬剤師にご相談をいただいて、注意していただくということで対応しているところでございます。

以上です。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

【 加藤委員 】

2点目のアレルギー対応食についての件ですが、年1回給食施設に保健所職員と栄養士が立入検査を行っているというお話ですが、この監視指導計画の中のどの表にも載っていないという理解でよろしいでしょうか。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

明確に言葉としては書いていないのですが、11ページの表3のところに監視回数という表がございます。重点監視施設というところの、上から3つ目の集団給食施設に「学校・病院・診療所・事業所等」で1回以上と書いてあるのですが、そちらで監視することで目標を設定させていただいております。

【 加藤委員 】

監視指導計画の文章中には出てこないのだけれども、この表中の「給食施設」の「1回以上」の中で、アレルギー対応食品についての立ち入り検査をやっているという理解でよろしいでしょうか。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

はい、その通りでございます。

ただいま委員から意見をいただきましたので、その辺の内容についても今後検討させていただきたいと思っております。

【 西川会長 】

いわゆる食品の製造，食品衛生法に則って製造してるかどうかというところと，製造過程でコンタミネーションがないかどうか，その辺の監視指導ですね。

そのほか皆さんから質問ありませんか。

私から1点だけ教えていただきたいのですが，7ページのところにテイクアウトやデリバリーの食中毒防止の記載ありますが，なにか問題の事例があったのか教えていただきたいのですが。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

はい，食中毒については，今年度13件起きておりますが，テイクアウトやデリバリーが原因となる食中毒は発生しておりません。

【 西川会長 】

今回の計画に入れてますけど，これは継続で掲載しているという形よろしいですか。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

はい，そうです。

【 西川会長 】

他どうでしょう。

【 櫻井委員 】

放射能のことについてですけど，自然界の放射能と人的ミスによる放射能が重複した場合，人体にどのような影響を及ぼすのでしょうか。影響がどの程度あるのかと思ってお聞きしたいと思いました。

自然界の放射能と例えば福島原発の放射能の食品に対しての影響はどの程度の差があるものなのでしょうか。

【 西川会長 】

核種によって影響は違うんですけど，その辺りどなたかお答えできないでしょうか。自然界でもカリウムとか放射線を出しているんで，それは自然界のものとなるので，今回検査したものというのは放射線量がかなり低いレベルでの検査で，人体への影響ということについては，基準内であればまず問題ないことになる。危惧しているのは原発から出るものと自然界由来の違いみたいなことですね。

【 櫻井委員 】

すみません。すこし不安なところもありましたので。

【 西川会長 】

セシウムとかストロンチウムが当初懸念されていたのですが，それはだいぶ下がってきて，通常自然界のレベルと比べれば低い。食品については基準がかなり厳しく，水産物もですが，今のところ影響については科学的に問題ないレベルだと考えています。ただ，実際に消費者の

方々が不安を持たれていることですので、機会を見て丁寧に説明することが大事だと思います。

【 櫻井委員 】

同時にALPS処理水、あれを今度4月から放水するようになりますけれども、放水したことによって薄めても影響が絶対ないとは言いきれないのかなって、それも海の仕事とか、魚とか、漁業関係についても、消費者としては不安な気持ちになるところもあります。

【 西川会長 】

はい。それについてはまた後程話題とします。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

吉田委員お願いします。

【 吉田委員 】

5ページなんですけど、「(3) 県民への啓発」のところで食中毒の発生を未然に防止するというところで、1か月予防月間としているんですが、県民とか事業者に啓発するのは分かるのですが、最近外国の方がすごく多くなって、そういう方への多言語の対応ということは考えていらっしゃるのかお伺いしたいです。

またアイスクリームを、みんな持ちながら歩いて食べているんですが、そういう衛生上の問題もありますので、そういったことをどのようにご指導してるかお伺いしてみます。

【 西川会長 】

はい。ではよろしくお願ひいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

まず1点目の外国人への対応につきましては、先ほどの食品アレルギーと同じで、まだ外国人に対応する指導は行っておりません。今後はそういうことも考えていきたいと思ひます。

もう1点のアイスクリームを歩きながら食べているというようなことについての指導がどうかというところですが、こちらにつきましては、マナーとかモラルの問題になると思ひますので、度が外れた行為をする場合については、各事業者にお客さんであろうとも指導していただくようお願いしているところですが、一般的な多少のモラルというところについては、なかなかお店としても注意は難しいと思ひます。その辺はお店の対応にお任せしているところがございます。

【 西川会長 】

よろしいでしょうか。

【 加藤委員 】

資料4の方で、質問があるんですが、ページ数が振られてないので、3枚目の裏の下の表の「令和3年度収去検査により発見された違反食品及び措置」のところで、10件中、氷菓とかアイスマルクとか冷たいデザートが半分を占めてるんですが、何か傾向的なものがあるのか分

かれば教えてください。

【 西川会長 】

ではお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

収去検査における違反食品としてアイスマルク、アイスクリームが多いというお話だったかと思います。アイスマルクやアイスクリームについては、大腸菌群陽性となることが例年非常に多いです。令和3年に限ってではなく、毎年通じて多いというようなものです。こちらについては、製造器具ですとか、手指の消毒を、少しおろそかにしてしまったというような理由で、大腸菌群が陽性になってるというようなことですので、今後もそういうことのないように、各事業者に指導していきたいと考えているところでございます。

【 西川会長 】

そのほかどうでしょうか。

それでは、以上ですので、ご説明いただいたこの案をもってパブリックコメントを実施することといたします。

それでは、議題については以上となります。

(2) 報告

イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について

【 西川会長 】

続きまして報告事項になりますが、まず報告イの「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」について説明をお願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 梶原技術副参事兼総括課長補佐 】

それでは報告イの「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」についてご説明いたします。

(イ) 令和4年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗につきましては、資料5をご覧くださいと思います。事前に説明を省略することをご案内させていただいておりましたが、一部ご説明させていただきます。

まず一番上の「食品表示ウォッチャー」につきましては、県内在住の「みやぎ食の安全安心消費者モニター」として登録いただいている方の中から、100名の方に小売店舗で販売されている食品類に正しい表示がなされているかを確認いただき、県に報告していただく事業でございます。昨年度はコロナの影響で中止いたしましたので、2年ぶりに実施いたしました。

次に、下から2つ目の「生産者との交流会」と、その下の「食品工場見学会」につきましては、農業法人等における農作物の生産現場と、食品製造工場内を実際に視察できることから、大変人気が高い取組でございます。再開を望む声があったので、感染防止に十分留意しながら、3年ぶりに実施いたしました。

次に、裏面をご覧ください。上段の消費者モニターの上から三つ目ですが、消費者モニターへのアンケート調査といたしまして、年1回、すべての消費者モニターを対象に食の安全安心に関するアンケートを実施しております。この結果は、この後ご説明させていただきます。

答は53.9%となり、昨年度に比べ0.6%ポイント減少いたしました。

26ページをお開きください。問17は、食品中の放射性物質について、どのような食品が不安かを尋ねた結果、「きのこ・山菜類」と回答する人が最も多く、次いで「魚介類」、「ジビエ」となりました。昨年と比較し、「きのこ・山菜類」は1.1ポイント増、「魚介類」は4.5ポイント減、「ジビエ」は2.2ポイント増となっております。また、「不安な食品は特にない」は3.5ポイント増加しております。

35ページ以降の資料につきましては、今年度実施したアンケートの設問のうち、過去に同様の質問を行った項目の回答結果をまとめたものでございます。

ただいま説明させていただきました調査結果に関しましては、近日中に消費者モニター全員に送付するとともに、県のホームページに掲載する予定としております。

以上で、報告イの「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」についての説明を終わります。

【 西川会長 】

最初に資料5の（イ）令和4年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況」についてご質問があればお願いします。

どうぞ。

【 加藤委員 】

質問ではございません。意見と御礼でございます。

まず資料5の表面のモニターだよりにつきまして、私がお願いしておりました食品の放射性物質検査について、載せていただきどうもありがとうございました。

あと裏面の講習会等のところで、第2回目の遺伝子組み換え食品のセミナーに参加させていただいたのですが、講師の方のお話が上手で、私としては遺伝子組み換え食品について理解が進んだ講習会でしたので、今後も引き続きお願いしたいということでございます。

【 食と暮らしの安全推進課 梶原技術副参事兼総括課長補佐 】

ご意見ありがとうございます。

【 西川会長 】

その他皆さんから、資料5についてご意見ありませんか。どうぞ。

【 佐藤委員 】

消費者モニターの講習会がありましたが、参加したいけど仙台は遠いから行けないという意見もあるので、たまには北部地方や仙南地方で開催するのも一つの方法じゃないかと思います。そうすると広域的な意見が出るかと思いますので、そのような企画をお願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 梶原技術副参事兼総括課長補佐 】

積極的に検討したいと思います。

【 西川会長 】

研修会は録画もしてたんですね。

【 食と暮らしの安全推進課 梶原技術副参事兼総括課長補佐 】

先ほどご説明させていただいたのですが、期間を限定してですがWebの配信をさせていただきました。

【 西川会長 】

他はどうでしょう。

【星委員】

消費者モニターのアンケートについてなんですけれども、以前に比べたら、だいぶ30代、40代のモニターの方が増えてきた印象は受けているのですが、できればもう少し40代、50代の消費者モニターの方達の人数が多くなるといいのかなと思います。

募集されるときに、何かその辺もう少し、若い世代の人たちにアプローチしていただければと思います。

【 食と暮らしの安全推進課 梶原技術副参事兼総括課長補佐 】

特に若い子育て世代の方、若年層のモニターの方を増やしていくことは我々の課題だと強く認識してございまして、例えばモニター募集が子育て世代の方の目に触れるように、児童館とか公営の保育所等にチラシをお願いして配架している状況でございます。令和3年度は31市町村の156か所に配架させていただいております。

また今年度につきましては仙台市内の児童館、あるいは「のびすく」という子育ての支援施設がございまして、こちらにもチラシ1850枚を配架させていただいたところでございます。もちろん仙台市以外の保育所等につきましても配布したいと考えてございます。

令和3年度でございますけれども30代以下の新規登録者が26名であるのに対しまして、今年度は23名の新規登録ということでございました。今年度の新規登録者に占める若年層の割合が28.1%を占めまして、昨年度と比べて5.5%増えた状況でございます。引き続き努力してまいりたいと思います。

【 星委員 】

子育て世代の方たちの食に対する安全安心の意識というのは、かなり重要なところだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

【 西川会長 】

資料5については終わりにしていただいて、資料6について何かありませんか。

【 加藤委員 】

何点かあるんですが。

まず食の安全安心全般について不安を感じている人が昨年と比べて6.9%増加したという結果があって、内容的には輸入食品の安全性が上位という関係があるので、一番最初の安全安心に不安を感じてる人が増えたのと、輸入食品への安全性に不安を持っているというのが連動しているのかどうか分からないと思うのですが、この関係性はどう見たらいいのかなということ

と、輸入食品に対する安全性に不安を感じるというのは、要するに国や県、検疫所できちんと検査して安全なものしか流通していないというのが伝わっていないことも考えられるので、そういったことを県の施策として、どのように反映させていったらいいのか、私たちも一緒に考えなくてはいけないのですが、この点どのように受けとめるかということです。

次は食の安全を確保するための取組で、私ども購買生協を抱えているものとしては、重要度と満足度に乖離がある中で「流通・販売段階における安全性の確保」が一番という結果が出たことが非常に残念ということがあって、そもそも流通販売段階においては、安全なものしか流通していないという鉄則のもとでやっているのです、その関係情報が消費者にきちんと伝わっていないと思うので、事業者としてはこういう点を行政と連携して、消費者にどのように伝えれば満足度が得られるのかを生協側でも考えながら受けとめております。

あと、「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」について下がったということがあるんですが、これはやはりコロナ禍の中で、うちの生協もですけど、ようやく昨年あたりから、生産者との交流が復活しましたが、ほぼ2年間はオンラインであったり、直接生産者や事業者と関わるができなかったもので、それが要因かと思ったのですが、担当部局としてはどのようにとらえているのかということです。

あと、何回も言っているのですが、先ほど櫻井委員からもお話あったんですが、消費者モニターのアンケート調査結果で食品中の放射性物質について、毎回出てくるのが、「きのこ・山菜類」、「ジビエ」については、山のものなので、基準値超えたりするのがたまに出るので、消費者が不安に思うのは当然だと思うんですが、いつも「魚介類」が上位になっていることは問題視しなければならないと思っておりました。それで先ほど櫻井委員からもありましたが、ALPS処理水の海洋放出がもう目前に控えております。食の安全に関心の高いモニターの方であっても、いまだに魚介類を不安に思うというのは、これからのALPS処理水を考えると大変に問題で、これこそまだ風評が続いているのではないかと受けとめて、何とか改善するように消費者モニターのアンケート項目に、なんで魚介類が不安なんですかっていう、魚介に限らず理由を聞くことはできないでしょうか。理由を聞いて、なんで魚介類がいつまでも不安なのかという事実関係を知らない対策の打ちようがないと思うので、設問を増やすか質問を変えるか何か考えなければいけないと思いました。

あと放射性物質関連では、「検査状況の結果のわかりやすい公表」が必要という回答が多かったので、これは裏を返すと「わかりやすい公表になっていませんよ」というご指摘だと思うので、この部分を県としてどのように受けとめているかということをお伺いしたいと思います。以上です。

【 西川会長 】

はい。順番をお願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 梶原技術副参事兼総括課長補佐 】

まずアンケートについてなんですけれども、各設問間の関係性だったり、確かに委員おっしゃる通りわかりにくいというか、はっきりしないものではあるので、少し見直ししたいと思います。

ただ、あまり項目を増やしてしまうとアンケート調査に協力していただく関係もあるので、あまり複雑にならない程度に、どうしてそのように思ったのかぐらいは確認できるように次回

から追加したいと思います。

一番最初の食の安全安心に関する不安感だったり、その理由として、問3の方で様々な項目を挙げていただいたんですけども、まずは問3のそれぞれの理由が重なったりして、問1の結果に結びついたのかと推測する程度で、これ以上の解析は大変申し訳ないのですがしていない状況でございます。

それと、重要度と満足度の乖離につきましても、非常に重要だと思います。「流通・販売」、特に販売かと思っているんですけども、非常に意識高く持たれていて、目に見えない不安感があると受けとめております。

委員がおっしゃる通り、安全なものしか本来は流通しませんし、市場には出回らない。我々行政としても、そういったものを確認してその安全性を見ている状況でございますが、事件・事故は時々発生しますので、目に見えない不安感があるのかと思っております。県といたしましては、安全なものについては安全だという情報発信は、今後とも努力していきたいと考えております。

また、食品中の放射性物質への不安について、魚介類が上位にいることにつきましては、冒頭で申し上げました通り、理由を加えてご意見を伺いたいと思っております。

あと放射性物質の検査のわかりやすい公表につきましては、担当課からお願いします。

【 原子力安全対策課事故被害対策班 大鷲技術主幹 】

ご質問にありました放射性物質の検査結果につきましては、県でみやぎ原子力情報ステーションという、ホームページサイトを運営しておりますので、そこで結果を公表させていただいております。

あとは、お帰りになりましたらサイトを確認していただきまして、何かあればご意見等いただければと思います。以上です。

【 西川会長 】

今の話は、サイトはあるけどそこになかなかどり着けないという話だと思うので、その辺りは県としても広報をしっかりとしていただけないかということだと思います。ご協力お願いします。

それから輸入食品については、理由は私もよく分からないのですが、最近の偽装で北朝鮮とか海外のことが出てきてるのも拝見しますが、ただ検疫所ではかなり厳しく検査して、モニターも10%超えるくらいやっています。もちろん命令検査もあって、そういう問題が発生したときには、行政的に処理をすることもございまして、国内の物より輸入食品のほうが安全かもしれないということが実際にはあつたりします。

これも授業なんかで言っているんですけども、よく中国の名前が出ますけども中国は入ってくる量が多いので、パーセント的にはそれほど変わらない確率なのですが危ないというふうに見えてしまう部分も確かなんです。もちろん問題もあるので、正しい判断ができる知識を皆さんに持っていただかないといけないと授業で話しているところです。

【 二階堂委員 】

いろんなお話を伺って、この資料見ると2点ですね、放射性物質への不安と、輸入食品への不安が出てきていると思うんです。ただ放射性物質に関しては、かなり行政で風評被害対策と

ということで、安全性のチェックを厳しくされているという情報はニュースとかでよく見るんです。その上でなぜこんなに放射性物質への不安がアンケートで出てくるのか、行政からは安全だって、特に福島等ではイベントをしてまでも、そういった普及活動しているんです。輸入食品もですが、例えば中国製は危ないんじゃないかという風評被害的なところがあります。食品会社で中国に工場を持つ会社は日本より厳しい品質検査されてるところが多く、企業も情報公開しています。それでも消費者がなお不安を持つ理由、原因がわかれば教えていただきたいと思いました。

【 西川会長 】

なかなか難しいですけど。お願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

放射性物質と輸入食品ということで、実際は安全なのに心配されている方が多い理由についてだったんですけども、我々としてもよく分からないのが本音でございます。

放射性物質につきましては、震災から10年以上経過していて、毎年、放射性物質検査を県でたくさん行っており、その結果について公表して皆さんに周知しているところがございます。その結果を見ても魚介類ではもう何も出ておりません。確かにきのこですとか、野生鳥獣については若干出ておりますが、その他については、もうほぼ出ていないという状況にも関わらず、やっぱり不安を抱えているという方が多いです。この理由についてはなかなか分かりませんですけども、県としては、やはり今後も続けて、皆さんに理解していただくように努めていきたいと考えております。

もう一つの輸入食品も、確かに西川先生が言われたように輸入食品の方が安全ではないかというお話がありました。我々食品衛生監視員も実はそういう認識を持っておりまして、日本よりも実際は、外国での厳しい品質管理の方が徹底されているんじゃないかと思っております。そういう危機感があることから国ではHACCP制度をすべての施設に導入して、輸入食品に負けないような衛生管理に努めることとしておりますので、今後は外国から輸入しているものも安全ということをおっしゃっていただけるよう、県の責務として伝えていきたいと考えてございます。

【 西川会長 】

二階堂さんは、事業者という立場上やはりいろいろ懸念されるのは分かるんですね。いいものを出してるんだけど、風評ということでどうしたらいいかということになってしまう。

【 二階堂委員 】

加工食品は分かりにくいんです。どこを見てもどこ産の何を使っているのかが書いてない。おそらく正確な情報や確実な情報が、分かるかというとおそらく分からない物の方が多いと思います。ただ、私たち使う側としては厚生労働省の認可や輸入の規制の中で、品質検査に関しては厳しい基準をクリアして出荷されてるものを使っている。さらに、社内でも必要に応じて成分検査をやっていて、私からすると、輸入品が不安で国産が安全というのは間違った知識だと思います。国産も輸入品も、安全性の基準を一定にクリアしているものはきちっとしてありますし、そうじゃないものは国産であっても、よく分からないものもあるので、輸入だからとい

うことでもないし、放射性物質もなんですね。流通しているものは、かなり国で検査しておりますので、風評被害的なものを感じているので、先ほどセミナーや講習会の話も出たんですが、判断するための事実を講習会等で一般の消費者の方に伝える必要があると思いました。

【 西川会長 】

ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。
立花委員どうぞ。水産の立場から一言いただけたら。

【 立花委員 】

放射能検査ですけれども我々も水産物を生産の段階で出荷の度に、毎日出荷するものについては定期的に、或いは入札会でまとめて出荷する際には必ずその前に補助の検査しており、安全でなければ出荷しません。我々の検査ではここ十何年も、震災後ほとんど出てない状況なんですけど、いまだに風評のようなことで放射能が心配という意見が出ていることに関しては本当に心外というか残念に思っているところです。

また、岩手の方では、もう検査をしなくていいのではないかという話もあったんですけども、食の安全安心を求める上でも絶対必要ということで継続していますし、まだ検査証明書を必要としている国内の流通関係者もいる。証明書を添付してくださいと、まだ言われている。輸出解禁になったところでも添付してくださいというところもありますし、どこかに不安が残っていると危惧してるところで、これを払拭するための対策を県にもお願いしたいし、我々は処理水の放出には断固として反対してますけれども、もう放出する雰囲気のコマーシャルをやっています。仮に放出になった場合にまたこれが上がってくるのかなと懸念しています。この資料の中で「気にしている」というところで若干数値が下がってるんですよ。何ページでしたっけ、26、27ページですか。令和3年には魚介類への不安が50%前後だったのが、47%ぐらいに若干下がっていることが見えているのですけれども、これがまた元に戻ってしまうことを非常に懸念しています。安全性はこれからも追求していきますので、皆さんにも理解してもらいたいです。

【 西川会長 】

やはり生産者の方・加工業者の方と皆さん努力して頑張っているのですが、県民の皆さんに伝わっていないと感じるところです。あと風評は払拭しないといけないので、そこは行政サイドで、今もされているんですけども、引き続きお願いしたいと思います。

あとは、加藤委員のところ（生協）はトレーサビリティはしっかりとされていますよね。ですから、トレーサビリティは先ほど加工食品はなかなかトレースが取れないと確かにあるのですけれども、やはり食品表示のところ、いくつか問題になったところがありました。加工食品のトレーサビリティについては、これからどうするのかというのもあり、国としても考えてるところだと思いますので、そこは新たなという展開というか回答待ちだと思います。

そのほかどうでしょうか。

【 櫻井委員 】

質問ではないのですが、輸入食品も大切ですけども、生産者を支援するためにも国産品を利用していただければ、生産者も助かると思いますので一言お話をさせていただきます。以上で

す。

【 西川会長 】

おっしゃる通りだと思います。

【 氏家委員 】

4 ページのところの「ロシアのウクライナ侵攻による食料供給への不安」だとか「食品の価格高騰」ということが、この中にも理由として挙げられてはいるんですけども、そういった、かつてない食品の価格高騰がある中、消費者の意識としては、安全性よりも価格の安いものに動くんじゃないのかと思って資料を見させていただいて、14 ページ、これは意識なので直接的な購入行動とは違うと思うのですが、令和3年度と4年度の母数がどうなのでしょう。単純合計と書いてあるので、わかりかねるのですが、微妙な感じで、「食費を節約したい」というのが少し増えていたり、「安全性に配慮したい」が減っていたりと、意識としては安価なものを購入して安全性への意識が少し減っている感じが見受けられなくもないのですが、これも答えての方が多分意識の高い方というバイアスがかかっている中なので、アンケートの中から価格高騰の影響が見られたところがないのかを伺いたいと思いました。

【 食と暮らしの安全推進課 梶原技術副参事兼総括課長補佐 】

ご質問ありがとうございました。おっしゃる通りで、問10のところ、昨年度と比べて、食品を確保するのが大事になってくるので、残念ながら安全性は本当は必要と思っているかもしれませんがそれでも数字的には食費を節約している方が多い傾向が見られたかと思いました。

【 氏家委員 】

令和3年度の母数はどうなっていますか。

【 食と暮らしの安全推進課 梶原技術副参事兼総括課長補佐 】

アンケート全体ですが、昨年度は609名でございました。差し引くと昨年度より13名減っております。

【 西川会長 】

そのほかどうでしょうか。

それでは、報告のイについては以上となります。

ロ 食品に係る放射性物質検査結果について

【 西川会長 】

続いてですが、報告のロの「食品に係る放射性物質検査結果について」、資料7の部分ですが、説明は省略させていただきます。ご質問がありましたらお願いします。

放射性物質については先ほどから話題になってますけれども、きのこ類については、まだ出てます。これも何か対策ないのかということになると思うんですが、ホットスポットというか、そのポイントだけあつたりすることもあるようですのでそのあたり難しいと、あと海産物の方はご存じのとおり出ていないということですし、あと、野生の鳥獣肉については1件だけとい

うところでは、口につきましても、以上にいたします。

(3) その他

【 西川会長 】

(3) その他になりますけれども、資料8の「Web会議システムを利用した会議出席について」ということで事務局から説明をお願いします。

【 食と暮らしの安全推進課食品企画班 青田班長 】

Web会議システムを利用した会議への出席につきまして事務局より説明させていただきます。資料8をご覧ください。

新型コロナウイルスが国内で感染確認されてから丸3年が経過しております。本推進会議の開催に当たりましては、これまで委員間の座席間隔を広げ、換気の徹底に努めるなどの感染対策に留意しながら実施してまいりましたが、前回8月の推進会議におきまして、「感染拡大の状況によってはリモートでの出席を可能とするような体制を整える」ことにつきましてのご賛同をいただきました。

県庁内の他の審議会におきましても、対面とリモートの参加を取り入れたハイブリッド形式にて会議を開催している例がございましたことから、本推進会議におきましても、「Web会議システムを利用した会議への出席」を可能とする規定を今回ご提案させていただきます。

規定の内容のうち、1番目の「Web会議システムの利用可否」についてですが、当会長が必要と認めるときは、委員がWeb会議システムを利用して、会議に出席することができることを定める規定となります。

2番目の「出席の取扱い」についてですが、Web会議システムによる出席においても、条例第18条第2項に規定する出席として取扱うこととする内容となります。なお、映像が途切れた場合につきましても、音声により相互に意見表明することができる場合には、出席として取り扱うことといたします。

一方、3番目の「退席の取扱い」についてですが、会議中に映像のみならず、音声も完全に途切れてしまった場合については、その時刻から退席とみなす取扱いといたします。

4番目の「Web会議に出席する場合に確保すべき環境」につきましては、ご覧の通り、会議に集中できる環境をそれぞれ確保するという条件を定めております。

最後に5番目の「会議の非公開に関する取扱い」についてですが、本推進会議は通常公開として開催しておりますが、非公開で開催される場合についての取り決めとなります。

この規定につきまして、今回ご承認いただけましたら、次回の令和5年度第1回目の推進会議より適用させていただければと思います。

以上でWeb会議システムを利用した会議への出席についてのご説明を終わります。

【 西川会長 】

ありがとうございました。ウェブ会議を通じて会議参加できるルールについて説明がありましたがご意見ありませんか。基本的には対面で行うことで、状況よっての運用となるわけですが、このWeb会議システムを利用した会議の出席についてということで、お認めいただいてもよろしいでしょうか。

はい。承認いただきありがとうございます。

以上となりますが委員の皆さんから何か情報提供等ございませんでしょうか。

今日の会議、放射線を中心に食の安全についてのご意見をいただきました。いろんな議論ができるのがこの会議だと思imasるので良かったと思imas。目的は県民の方々の食に対する安全安心を担保することですので、いろんな意見が出た中で、行政サイドとしてできることはやっていたくことになると思imas。引き続き、皆さんのご協力よろしくお願いたしと思imas。どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事は一切終了しましたので事務局にお返しいたします。

【 司会 】

西川会長、委員の皆様、活発なご議論ありがとうございました。

本日検討いただきました食品衛生監視指導計画につきましては近日中にパブリックコメントを実施いたします。その際は皆様にもお知らせいたしますので、お気づきの点がございましたら、ご意見をお寄せいただければと思imas。

それでは、以上をもちまして令和4年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議を終了いたします。

次回の会議は、6月上旬を予定しております。長時間にわたりありがとうございます。

(以上)